

社会福祉法人 CAI
チャイルドアカデミー上社保育園
病児保育 利用規程

第1条（目的）

この利用規程はチャイルドアカデミー上社保育園（以下、本園という）が公益事業（チャイルドクラブ）の一種として「病児保育」を実施する際に、対象児童の健康状況の特異性に考慮し、「チャイルドクラブ会員規則」と共に、本園ならびに保護者が厳粛に守るべきお互いの倫理と責任を明確にし、もって対象児童の心身の安全を確実に確保することを目的とする。

第2条（登録児童）

本園の「病児保育」の対象児童は事前に保護者がチャイルドクラブに入会し、会員資格を持つ「登録児童」（以下、登録児童という）に限る。

ただし、「病児保育」は「登録児童」の、原則として自宅まで本園職員を派遣する保育業務であり、無制限な距離の移動を前提とできないため、「登録児童」のうち月決め保育児童以外は名古屋市名東区・守山区・千種区、日進市、長久手町、尾張旭市在住（または派遣が同地域内）で、本園から公共交通機関を使用して片道1時間以内の「登録児童」に限る。

第3条（「病児保育」の対象児童）

「病児保育」の対象児童は、「登録児童」が以下に明記された病氣中または病氣回復期の児童を意味する。

- ・体温37.5度以上が続き、通園できないとき。
- ・水痘（みずぼうそう）、風疹等の学校保健安全法施行規則第18条に規定する第二種の感染症で、通園できないとき。（体力を消耗し、集団での保育に不安がある場合を含む）
- ・感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾病急性期を経過した以後で、通園を見合わせたいとき。
- ・喘息、花粉症等の慢性疾病で、症状が残り、まだ通園を見合わせたいとき。
- ・熱傷等の外傷性疾病で、まだ通園を見合わせたいとき。
- ・さまざまな病氣に発症した後、回復後、症状が安定してきたが、まだ通園を見合わせたいとき。
- ・その他、「予約」連絡時に、詳しい児童の症状を聞き、園長が適当と認めた場合。
- ・なお、麻疹（はしか）や新型インフルエンザ等、重篤化しやすい疾病で職員感染の危険がある場合、お断りする事がある。

第4条（「病児保育」の対象とならない場合）

- （1）感染症法に定められた第一類（ペストなど）から第四類（マラリアなど）感染症にかかっている場合
- （2）体温が相当程度に高く、症状が重く、入院治療等を必要とすると思われる場合。
- （3）特別な医療行為が必要な場合（点滴、吸引、経管栄養等）
- （4）その他、「病児保育」受託にふさわしくないと、園長が判断する場合。

第5条（「病児保育」の実施日時）

「病児保育」実施の対象日・時間は祝日を除く平日（月から金）の午前8時00分～午後7時00分までとする。
職員配置の都合があり、土曜日・日曜日・祝日・その他本園休園日の「病児保育」は実施しない。

第6条（予約）

- 1 「病児保育」の利用は、利用日前日（平日）17時までの、会員保護者からの利用「予約」申し込みと本園の受け入れ「確認」を必要とする。（利用日前日が日曜日・祝日など通常保育「休園日」の場合はその前通常保育「開園日」の17時までとする）
- 2 前項の「予約」ならびに「確認」のない児童は「登録児童」であっても引き受けられない。
- 3 予約のキャンセルは前日（平日）19時までに行うこと。それ以後ならびに当日になってのキャンセルは1時間分の保育料金（すでに移動中の場合は往復交通費分を含む）を請求する。
- 4 原則として、「病児保育」当日までに医療機関を受診し、医師の診療と治療を受けること。

第7条（定員）

本園は「病児保育」児童の安全のため、以下の定員を定める。

- （1）本園の「病児保育」の定員は年齢構成に関係なく、「登録児童」1名につき派遣職員1名とする。
- （2）同一家族の兄弟姉妹の場合、派遣職員1名にて保育可能なら兄弟姉妹2名まで引き受けることがある。
ただし安全または緊急の必要により、派遣職員を増員した時は、人数分の料金を請求する。
- （3）定員は、当面一日あたり1名とするが、職員事情が許せば2名以上の派遣受託することがある。

第8条（食事）

本園派遣職員は保育に集中するため、またアレルギー等のトラブルを防ぐため、「登録児童」が口にする飲食物はすべて事前に保護者に用意していただく。その他、家事も一切行わない。

第9条（「病児保育」の開始と終了）

「病児保育」の開始は事前報告必要事項のすべてに記入済みの「病児保育記録」が保護者から派遣職員に

手渡された時に始まり、すべての事後報告必要事項に記入済みの「病児保育記録」（控）が保護者に手渡された時に終了する。

第 10 条（安全確保）

本園派遣職員の「病児保育」実施中は、カメラ付携帯電話またはパソコン等を定点設置、保育中常時稼働させ、（そのための電源使用、その他トイレ使用等、滞在に必要な自宅内設備の最低限の使用を許可いただく）「登録児童」の状態を本園側においても常時把握、緊急事態の発見など派遣職員との緊密な連携をとることにする。また、本園ではすべて録音・録画し、必要と判断される一定期間、保存する。

第 11 条（緊急事態）

- （1）登録児童の病状が急変した時は、速やかに保護者、保護者指定の病院・医師または本園の園医である川村小児科へ連絡をし、指示を受けることとする。
- （2）保護者家族にはいつでも連絡がとれるように、複数の連絡先と連絡優先順位を明らかにしておくこと。
- （3）以下の事態が発生した場合は児童の心身の安全を最優先し、保護者等との連絡がとれない場合でも、本園は独自の判断で「適切な緊急処置」をとることとする。
 - ・体温が急激に上昇するなど、大きく状態が変化した時
 - ・ひきつけ等、体調が異常な状態となった時、またはそのような兆候が現れた時。
 - ・その他、派遣職員または本園園長が必要と判断した時。

第 12 条（緊急処置）

前条の「適切な緊急処置」とは以下とする。

- （1）保育場所までの往診依頼、または職員が引率するなどして、保護者指定の病院・医師、または近隣の小児科等医師、または本園園医である川村小児科の診断を受けること。
- （2）119番へ通報し、救急車の出動を依頼・搬送し、保護者指定の病院・医師、または近隣の病院・医師、または本園園医である川村小児科の診断を受けること。
- （3）その他、必要と思われるあらゆる緊急の処置をとること。

第 13 条（投薬について）

必要な場合は、本園所定の投薬指示表の記入により、医師の処方した薬に限り、引き受けことがある。

座薬は原則として引き受けないが、過去「痙攣」などの経験があり、それらの防止のための「座薬」の必要がある場合は本園園長と相談、承諾の後、引き受けことがある。

第 14 条（料金について）

利用料金は、各年度の本園「料金表」（本園から自宅までの職員交通費、駐車料金を含む）により定める。
なお、緊急時の病院までの交通費、医療費等諸費用、その他予定外の費用はすべて保護者の負担とする。
（児童を伴う移動の際は、児童の体調管理と安全確保のため、原則として「タクシー」を利用する）

第 15 条（本園の責任）

本園が「病児保育」受託中に本「病児保育利用規程」のいずれかの条項に違反した場合、もしくは本園または本園派遣職員の過失により「登録児童」の「身体に障害を与え、または財物損害を与えた」ことが明らかになった場合はチャイルドクラブ会員規約第 17 条にしたがって本園は責任を取るものとする。

第 16 条（保護者の責任）

本「病児保育利用規程」のいずれかの条項に違反した保護者には、その後の「病児保育」の利用ができないことを始め、本園が必要と認める場合にはチャイルドクラブ会員規約第 15 条にしたがって会員資格を終了させることができるものとする。

第 17 条（改訂）

本「病児保育利用規程」の改訂は、理事会の承認をもっておこなう。

付則 1、この規定は平成23年4月1日より施行する。